(s)　「政府の権限の行使として提供されるサービス又は遂行される活動」とは、商業的な原則に基づかず、かつ、経済活動に従事する一又は二以上の者との競争を行うことなく提供されるサービス又は遂行される活動をいう。

(t)　「サービス提供者」とは、サービスを提供しようとし、又は提供する自然人又は法人をいう。

(u)　「締約国のサービス提供者」とは、締約国の自然人又は法人であって、サービスを提供しようとし、又は提供するものをいう。

第八・三条　一般的例外

1　次節の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注　両締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。両締約国は、同条(g)の規定が生物及び非生物の有限天然資源の保存のための措置について適用されることを了解する。

2　次節から第F節までのいかなる規定も、一方の締約国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は設立若しくはサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公共の安全若しくは公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置（注）

注　公共の安全及び公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置（注）

注　両締約国は、この(b)に規定する措置には、環境に関する措置であって、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要なものが含まれることを了解する。

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する個人のプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(d)　取扱いの差異が他方の締約国の経済活動、企業家、サービス又はサービス提供者に関する直接税の公平又は効果的な(注)賦課又は徴収を確保することを目的とする場合には、第八・八条1及び2又は第八・十六条1の規定に合致しない措置

注　直接税の公平又は効果的な賦課又は徴収を確保することを目的とする措置には、一方の締約国がその税制の下でとる次の措置を含む。

(a)　非居住者の租税に係る義務が一方の締約国の領域内に源泉がある課税項目又は一方の締約国の領域内に所在する課税項目に関して決定されるという事実に鑑み、非居住者である企業家及びサービス提供者に適用する措置

(b)　一方の締約国の領域における租税の賦課又は徴収を確保するため、非居住者に適用する措置

(c)　租税の回避又は脱税を防止するため、非居住者又は居住者に適用する措置（租税に係る義務の遵守のための措置を含む。）

(d)　一方の締約国の領域内の源泉に基づき、他方の締約国の領域から提供されるサービスの消費者に対して課される租税の賦課又は徴収を確保するため、当該サービスの消費者に適用する措置

(e)　全世界の課税項目に対する租税が課される企業家及びサービス提供者と他の企業家及びサービス提供者との間の課税の基盤の性質の差異に鑑み、両者を区別する措置

(f)　一方の締約国の課税の基盤を擁護するため、居住者若しくは支店について又は関連する者の間若しくは同一の者の支店の間において所得、利得、収益、損失、所得控除又は税額控除を決定し、配分し、又は割り当てる措置

この(d)（この注を含む。）に規定する租税に関連する用語又は概念は、措置をとる一方の締約国の国内法令に基づく租税に関する定義及び概念又はこれらと同等若しくは同様の定義及び概念に従って決定する。

第八・四条　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置されるサービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引に関する専門委員会（以下この章において「専門委員会」という。）は、この章の規定の効果的な実施及び運用について責任を負う。

2　専門委員会は、次の任務を有する。

(a)　この章の規定の実施及び運用並びに附属書八―B附属書Ⅰから附属書Ⅳまでの各締約国の表に記載する適合しない措置について検討及び監視を行うこと。

(b)　この章の規定に関連する事項についての情報を交換すること。

(c)　この章の規定について改善の可能性を検討すること。

(d)　この章の規定に関連する問題であって両締約国の代表者の間で合意するものについて討議すること。

(e)　合同委員会が第二十二・一条5(b)の規定に基づいて委任する他の任務を遂行すること。

3　専門委員会は、両締約国の代表者（専門委員会において取り扱われる問題を所管する関係省庁の職員を含む。）から成る。専門委員会は、両締約国の政府以外の関係する団体の代表者であって、専門委員会において取り扱われる問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第八・五条　見直し

1　各締約国は、適当な場合には、附属書八―B附属書Ⅰから附属書Ⅳまでの自国の表に記載する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

2　両締約国は、この章の規定について可能な改善を行うため、及び国際協定に基づく両締約国の約束に適合する範囲内で、サービスの貿易、投資の自由化、電子商取引及び投資環境に関する両締約国の法的枠組みの見直し（第二十三・一条の規定に従って行うこの協定の見直しを含む。）を行う。

第B節　投資の自由化

第八・六条　適用範囲

1　この節の規定は、次の者による経済活動の設立又は運営に関する締約国による措置について適用する。

(a)　他方の締約国の企業家

(b)　対象企業

(c)　第八・十一条の規定の適用に当たっては、当該措置を採用し、又は維持する締約国の領域に所在するあらゆる企業

2　この節の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの（注）

注　欧州連合については、この節の規定の下での海上運送サービスのうち内航海運に係るものは、欧州連合構成国に所在する港又は地点と当該欧州連合構成国に所在する他の港又は地点との間の旅客又は貨物の運送（海洋法に関する国際連合条約の規定に基づく当該欧州連合構成国の大陸棚におけるものを含む。）及び欧州連合構成国に所在する港又は地点から出発し、同じ港又は地点に終着する運送を対象とする。ただし、この注の規定は、関連する国内法令の規定に基づいて内航海運と認められる活動の範囲に影響を及ぼすものではない。

(b)　航空サービス又は航空サービスを支援するための関連のサービス（注）。ただし、次のものを除く。

注　この節の規定は、その主たる用途を貨物又は旅客の運送としない航空機を使用するサービス（例えば、空中消火活動、飛行訓練、観光、散布、調査、地図の作成、撮影、落下傘による降下、グライダーのえい航、木材伐出及び建設のためのヘリコプターによる搬送その他農業、工業及び査察のための航空機によるサービス）については、適用しない。

(i)　航空機がサービスを提供していない間に当該航空機に対して行われる修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システム（ＣＲＳ）のサービス

(iv)　地上取扱サービス

(c)　音響・映像サービス